

障がい者スポーツにおける地方自治体の取り組み — 鳥取県からの報告 —

福留史朗（一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会会長）

[報告書概要]

鳥取県行政のスポーツ組織の特徴

県教育委員会から知事部局の文化観光局に所管部署が替わり、健常者と障がい者スポーツが一体となり県スポーツを進めている

鳥取県障がい者スポーツ協会の事業

全国障害者スポーツ大会（全スポ）への選手団派遣

- ・メダル獲得率を具体的な目標として明文化
- ・「国民体育大会（国体）と全スポの合同での結団式」を実施
- ・障がい者スポーツドクター有資格者も帯同

大会、イベントの開催

- ・障がいの有無や種類を問わずに参加可能なマラソン大会の開催
- ・出前教室、さまざまなスポーツを体験してもらうフェスティバルの開催

スペシャルオリンピックス（SO）事務局事業

- ・SO事務局をスポーツ協会に置き、スポーツ協会事務局長がSO事務局長も兼務

障がい者スポーツ競技力向上事業

[法律、県条例]

- ・スポーツ基本法の成立を受け、県として新たなスポーツ審議会条例を制定
- ・委員に障がい者スポーツ関係者が入ることを「明文化」

[県スポーツ推進計画]

- ・障がいを問わず誰もが適性に応じてスポーツに参画するとの視点が特徴

[競技力向上事業の詳細]

- ・各競技団体が推薦した選手一人一人を委員会で審議して強化ランクを決定
- ・コーチと選手をセットで支援し、パラリンピック以外の競技も対象とする

国際交流事業

- ・韓国・江原道（カンウォンドウ）とスポーツ交流を実施。

支援学校の体育の授業の充実と学校部活動充実事業

- ・特別支援学校の体力テストを開始
- ・国際大会出場選手による授業と部活動充実事業を実施